

Title	アメリカのフード・ポリシーにおける法と政治の包括的解析
Sub Title	Comprehensive analysis of law and policy in the American food policy
Author	大沢, 秀介(Osawa, Hideyuki)
Publisher	
Publication year	2018
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2017.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>食品の安全については、最近わが国でも急速に関心が高まっている。その対策は法と政治の両面に及ぶものである。それは、国家としてどのような食の安全対策を打ち出すかが、真剣に求められているからである。そこで、本研究では、アメリカにおける食の安全をめぐって、最近のアメリカにおいてフード・ロー&ポリシーという分野が進展していることを踏まえて、その内容を紹介すると共に、近年法制化された食品安全現代化法について、検討を加えた。また、わが国での食の安全を検討するために、愛知県と豊田市の実態調査を行った。</p> <p>In recent years, we have found many people's increasing concern regarding food safety issue. In response to those interests, we need to think more and more how to bring safety measures as urgent problems the nation facing with. Thus, in this research, we have traced the various measures taken in the United States. Especially, we have strong focus on the newly legal area called Food Law & Policy. Though Food Law & Policy is a newly developing legal area, many U.S. law Schools put Food Law & Policy courses on their curriculum. Along with it, we have also tried to analyze a new federal food safety related statute, namely Food Safety Modernizing Act. As to the situation in Japan, we have had many interviews with local government officials in charge of food safety issues.</p>
Notes	研究種目：挑戦的萌芽研究 研究期間：2016～2017 課題番号：16K13317 研究分野：憲法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_16K13317seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平成 30 年 5 月 8 日現在

機関番号：32612

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2017

課題番号：16K13317

研究課題名(和文) アメリカのフード・ポリシーにおける法と政治の包括的解析

研究課題名(英文) Comprehensive Analysis of Law and Policy in the American Food Policy

研究代表者

大沢 秀介(Ohsawa, Hideyuki)

慶應義塾大学・法学部(三田)・教授

研究者番号：40118922

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：食品の安全については、最近わが国でも急速に関心が高まっている。その対策は法と政治の両面に及ぶものである。それは、国家としてどのような食の安全対策を打ち出すかが、真剣に求められているからである。そこで、本研究では、アメリカにおける食の安全をめぐって、最近のアメリカにおいてフード・ロー&ポリシーという分野が進展していることを踏まえて、その内容を紹介すると共に、近年法制化された食品安全現代化法について、検討を加えた。また、わが国での食の安全を検討するために、愛知県と豊田市の実態調査を行った。

研究成果の概要(英文)：In recent years, we have found many people's increasing concern regarding food safety issue. In response to those interests, we need to think more and more how to bring safety measures as urgent problems the nation facing with. Thus, in this research, we have traced the various measures taken in the United States. Especially, we have strong focus on the newly legal area called Food Law & Policy. Though Food Law & Policy is a newly developing legal area, many U.S. law Schools put Food Law & Policy courses on their curriculum. Along with it, we have also tried to analyze a new federal food safety related statute, namely Food Safety Modernizing Act. As to the situation in Japan, we have had many interviews with local government officials in charge of food safety issues.

研究分野：憲法

キーワード：フード・ロー&ポリシー 食品安全現代化法 食品安全基本法 食育基本法

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究課題を申請した背景については、2つのことがあげられる。第1に、食に対する関心が社会的に大きな注目を浴びていたことである。食に対する関心は大きく3つの要素から構成されていた。1つは、食と健康との関連である。この点は、わが国が高齢化社会の進展の度合いを深めるにつれて、食を通しての高齢者の健康を維持することが必要とされると言われるようになったことに関係する。また、東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されることによって、わが国に多くの外国人が来日することが予想される中で、外国人に対する食の提供と健康の保持が注目されるようになった。第2は、食と安全に対する関心の高まりである。従来わが国では食に対する安全は当然のこととしてそれほど注意は向けられていなかった。しかし、2016年の中国製冷凍餃子への農薬混入事件をはじめとする一連の食による事項と死亡者の発生は、社会的に食の安全への関心を大きく高めることになった。第3に、食育という言葉が、2001年の牛海綿状脳症(BSE)事件発生を契機にして、当時の小泉首相によって用いられることによって、学校教育において体育や智育と共に重要なものとされるようになった。

(2) 第2に、食料安全保障の問題が挙げられる。食料安全保障とは、一般に国民個人がその健全な生活を送る際に求められる食生活上に必要なニーズと嗜好を満たすために、十分かつ安全なそして栄養価のある食材を経済的および物理的に入手可能であるようにすることを意味する。このような食料安全保障の考え方は、世界的な人口増大、新興国の経済発展に伴う食生活の変化、バイオエネルギーを生産するための食材の使用、気候変動および異常気象の頻発、世出余力国家の減少、食料価格の不安定性の

増大、農産品の金融商品化などによって、ますます試練に立たされるにいたった。このような食料安全保障の観点から、わが国の食料自給率と食料自給力の低下が問題とされるようになった。この2つの概念は似通っているが、食料自給率は国内生産だけでわが国の国内消費をどの程度賄えるかであり、一方食料自給力は国内生産のみでどれだけ食料を最大限生産できるかということの意味する。この両者ともに、その数値はわが国の将来の食料安全保障の必要性を求めているように思われた。

そこで、いま述べた(1)と(2)の問題を踏まえて、わが国の食の問題をいかに考えるかが今後の喫緊の課題になると考えたのである。

2. 研究の目的

(1) 食品の生産、加工、配給そして購買にかかわる公共政策であるフード・ポリシーは、現在たいへん重要な領域になっており、そのフード・ポリシーをめぐる法と政治の関係について、研究を行うことを目的とする。具体的には科学的遺伝子の組換え技術によって生み出される種子の規制や社会における肥満の問題を中心に関心が高く、そのため研究も進展しているアメリカを比較研究の対象とする。そして、アメリカでフード・ポリシーの形成が、どのように立法機関、行政機関そして裁判所により、形成・実施されているかを明らかにすることを目指す。

(2) アメリカのフード・ポリシーを研究するに当たっては、フード・ポリシーの主要な規制立法についての精査を行うと共に、フード・ポリシーの規制機関である連邦行政機関および裁判所における判例の動向および学説の動向を忠実に追うことによって、アメリカにおけるフード・ポリシーの展開の軌跡を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、フード・ポリシーに関して、アメリカを比較研究の対象としているが、この分野の研究は、アメリカにおいても、自然科学あるいは科学哲学等の分野においては、広く見られてきたところであるが、他方法的および政治的な観点からの研究は端緒についたばかりである。そこで、これらの法的および政治的研究を現在に至るまで、その展開を追い、現時点での研究対象および研究視角を明らかにするために、アメリカのフード・ポリシーに関する基本的な文献および判例の収集を行う。

(2) アメリカのフード・ポリシーに関する規制主体の活動を明らかにすると共に、その規制の根拠としての合衆国憲法との関係を明らかにする。アメリカではわが国のように、憲法25条の生存権のような規定を欠くが、それに代えてどのような憲法上の根拠が用いられているかを、判例などに当たることによって明らかにする。また、わが国との相違を明らかにするために、食品規制の実施に当たるわが国の地方自治体の施策について、現地調査を行う。

4. 研究成果

(1) アメリカのフード・ポリシーに関する判例として、アメリカ最高裁の最新のフードに関する判例であるホーン v. 農務省判決を取り上げた。この事件は、アメリカの農業政策と憲法に関する判断を示すものである。そこで、アメリカの農業政策をまず歴史的に振り返った。その上で、アメリカの近代的な農業政策が始まる1930年代の関連法規を瞥見した上で、本件で問題となった1937年農業マーケティング協定法の内容とその目的の検討を行った。同法は、農産物の取扱いを規制することによって農産物の市場価格を安定化させようとするものである。これに対してレーズン栽培農家が、当該規制は財産権を侵害

するとして争った事件である。最高裁は、この規制を違憲とする判決を下した。ここでは、アメリカの伝統的な家族経営農業を尊重する判断が見られた。このような姿勢は、アメリカ農業を規定する一面であることが、判例の検討の結果、明らかになった。

(2) アメリカのフード・ポリシーは、気候変動や遺伝子組換え食物の危険性、さらにアメリカ国内での肥満問題の深刻化の中で、その対策の必要性が説かれ、そのために法的規制の必要性が検討されるようになっていく。その中で注目されるのは、食の規制について、生産から消費までの過程を一連のものとして法によって規制する必要があるという認識が広がっていることである。その点を端的に示す研究分野として最近とみに脚光を浴びるようになったのが、フード・ロー&ポリシーと呼ばれる法分野における研究である。この研究の特色は、法と公共政策との関連を重視するという点にある。その点から重要なことは、この2つをつなぐ上位法としての憲法との関連をどのように考えていくかにある。その点は、アメリカでは今後の課題となることが明らかになった。

(3) アメリカのフードに関する法規制としては連邦法としての食品医薬品化粧品法が存在してきた。但し、従来は医薬品の部分が重要とされ改正が繰り返されてきた。ところが、最近のフードに関する問題を踏まえて、法規制の必要性が説かれるようになり、その結果として2011年に食品安全現代化法が制定された。この法律の大きな特色は、事前的予防手段を重視するところにある。ただ、その法規制の効果は国外企業にも及ぶなど大きいところがあるため、具体的な規則案の内容の確定が遅れているところがあることが明らかになった。この規制は日本の食品輸出企業にも影響があり、わが国でも今後注目しなければならないと

思われた。

(4) 本研究では、アメリカのフード・ポリシーと法規制をめぐる問題を対象としているが、それはわが国との比較対象という面を有する。そのため、わが国の食をめぐる規制について、食品安全基本法などわが国の食に関する法制度の下で、具体的な施策を遂行する地方公共団体の実情についても調査を行った。具体的には、食の安全に関するプログラムを有する愛知県と外国人労働者の子弟の多い豊田市を対象に現地を訪問し、プログラムの進行状況や施策の現状について、担当者からのヒアリングを行った。その結果、愛知県のプログラムについては、食品加工施設での自主管理がなお課題を抱えていること、また豊田市では外国からの食品輸入については、とくに問題はなかったが、学校における児童や生徒の肥満が問題化していることが実務担当者から指摘された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

大沢秀介、アメリカにおけるフード・ロー&ポリシーの生成と展開、武蔵野大学政治経済研究所年報、査読無、16号、2018、25 - 55、

https://www.musashino-u.ac.jp/library/shiryoku/kiyo_mokuji/seikei.htm

築山欣央・大沢秀介、食の安全・安心と地方公共団体の対応 愛知県と豊田市の例を中心に、地域社会デザイン研究、査読無、6号、2018、39 - 55、

https://gakusen.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=194&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id

=17

大沢秀介、アメリカの農業政策と憲法、武蔵野大学政治経済研究所年報、査読無、14号、2017、37 - 69、
https://www.musashino-u.ac.jp/albums/album.php?f=abm00004721.pdf&n=03_osa_wa.pdf

〔学会発表〕(計 1 件)

大沢秀介、合衆国憲法修正5条の収用条項は個人の財産にも等しく適用がある、合衆国最高裁判例研究会、2016

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大沢 秀介 (OHSAWA, Hideyuki)
慶應義塾大学・法学部・教授
研究者番号：40118922

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者 ()